

第6章 環境影響評価項目の選定

1 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、大分県環境影響評価条例に規定する「大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針」（平成11年6月15日大分県告示第534号）（以下「指針」という。）第4条の規定に基づき、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）により影響を受ける恐れがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するとともに、指針別表第2の参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定した。

なお、ここで、第5章 1.1 知事の意見及び事業者の見解 に示したとおり、道路交通の状況等に着眼した地域交通について環境要素に設定し、環境影響評価項目とした。

影響要因と環境要素の関連及び選定した環境影響評価項目は表6.1-1に示すとおりである。

表 6.1-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素												歴史的文化的遺産の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素	その他の環境要素								
	大気環境						水環境			土壌に係る環境その他の環境												
	大気質		騒音	振動	悪臭	水質	水質	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観			人と自然との触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素	環境への負荷の量の程度に より予測及び評価をされるべき環境要素	歴史的文化的遺産の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素					
工 事 の 実 施	硫酸酸化物	硫酸酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	大気質に係る有害物質	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	土砂による水の濁り	重要な地形及び地質	土壌に係る有害物質	動物	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観並びに主要な眺望景観	人と自然との触れ合いの場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	地域交通	
	窒素酸化物	硫酸酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	大気質に係る有害物質	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	土砂による水の濁り	重要な地形及び地質	土壌に係る有害物質	動物	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観並びに主要な眺望景観	人と自然との触れ合いの場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	地域交通	
土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	建設機械の稼働					○	○															
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行					○	○															
土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	造成工事及び施設の設置等																					
	地形変更後の土地及び施設の存在																					
	排出ガス	○	○																			
土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	排水								○													
	機械等の稼働																					
土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	廃棄物の搬出入	○	○																			
	廃棄物の発生																					

注：表中の網掛け■ は本環境影響評価において選定した項目であることを示す。

表中の○は環境影響評価（実施計画書、準備書、評価書）の項目を選定するに当たっての指針に示す参考項目であることを示す。

この表において用語の意義は次を示すとおりである。

「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

「大気質に係る有害物質」とは、粉じん、ばいじん及びダイオキシン類等である項目及びダイオキシン類等である項目をいう。

「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

「土壌に係る有害物質」とは、土壌汚染に係る環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類等である項目をいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

「地域交通」とは、道路交通の安全、交通量、交通渋滞等の地域的な道路交通の状況をいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

「地域交通」とは、道路交通の安全、交通量、交通渋滞等の地域的な道路交通の状況をいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

2 選定理由または選定しなかった理由

環境影響評価項目として選定した理由または選定しなかった理由を表 6.2-1 に示す。

表 6.2-1(1/3) 環境影響評価項目の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由		
環境要素の区分		環境要因の区分				
工事の実施	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行に伴い、窒素酸化物を含む排ガスが排出され、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。	
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		
		浮遊粒子状物質 粉じん等	建設機械の稼働	○		建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行に伴い、浮遊粒子状物質を含む排ガスが排出され、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。粉じんについては浮遊粒子状物質に代表させ環境影響評価項目として選定したことから、環境影響評価項目として選定しなかった。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		
			造成工事及び施設の設置等	○		
		騒音		建設機械の稼働		○
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			○		
	振動		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行に伴い、発生する振動による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。	
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		
	水質	土砂による水の濁り	造成工事及び施設の設置等	○	降雨時の濁水の流出により、河川中のSS濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事及び施設の設置等	○	降雨時の濁水の流出により、水系に生息、生育する動植物、生態系への影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。		
植物	重要な種及び群落		○			
生態系	地域を特徴づける生態系		○			
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事及び施設の設置等	○	造成工事、建築物等の建設に伴い、発生する副産物による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。		
温室効果ガス等	二酸化炭素	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行に伴い、二酸化炭素が発生するため、環境影響評価項目として選定した。		
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○			
文化財	文化財	造成工事及び施設の設置等	×	対象事業実施区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。また、第3章において既存資料を調査した結果、対象事業実施区域に文化財の存在は確認されなかったことから、環境影響評価項目に選定しなかった。		
地域交通	地域交通	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材等運搬車両の運行に伴い、地域の交通の状況への影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。		

表 6.2-1 (2/3) 環境影響評価項目の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由
環境要素の区分		環境要因の区分		
大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排出ガス)	○	計画施設の稼働に伴って、排ガスに含まれる硫酸酸化物等により、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
	窒素酸化物			
	浮遊粒子状物質			
	大気質に係る有害物質			
	窒素酸化物	廃棄物の搬出入	○	廃棄物運搬車両の運行に伴い、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を含む排ガスの排出により、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
	浮遊粒子状物質		○	
	粉じん等		×	
騒音	施設の稼働 (機械等の稼働)		○	計画施設に設置される送風機等の機器より発生する騒音による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
	廃棄物の搬出入		○	廃棄物運搬車両の運行に伴い、発生する車両騒音による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
振動	施設の稼働 (機械等の稼働)		○	計画施設に設置される送風機等の機器より発生する振動による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
	廃棄物の搬出入		○	廃棄物運搬車両の運行に伴い、発生する車両振動による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
悪臭	地形改変及び施設の存在		○	計画施設からの臭気の漏洩、施設の稼働に伴う排ガス中の臭気、排水中の臭気による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
	施設の稼働 (排出ガス)		○	
	施設の稼働 (排水)		○	
水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	○	計画施設から排出されるプラント系排水、ごみピット汚水、床洗浄水等は、全て排水処理設備により処理した後、施設内で再利用するクローズド（無放流）とする。しかし、生活系排水は、浄化槽による処理の後、河川放流することから、環境影響評価項目として選定した。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	×	対象事業実施区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。また、第3章における既存資料調査においても重要な地形及び地質の存在は確認されていないことから、環境影響評価項目として選定しなかった。
	土壌に係る有害物質	施設の稼働 (排出ガス)	○	計画施設の稼働に伴って、有害物質を含む排ガスが排出され、排ガスを媒介とした影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定する。

土地又は工作物の存在及び供用

表 6.2-1 (3/3) 環境影響評価項目の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由	
環境要素の区分		環境要因の区分			
土地 又は 工作物 の 存在 及び 供用	動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び施設の存在	○	対象事業実施区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。しかし、その周辺は、山林が広がっているほか、西側には大野川が流れており、対象事業実施区域周辺において、重要な種及び注目すべき生息地、重要な種及び群落、地域を特徴づける生態系となっている可能性があることから、環境影響評価項目として選定した。
	植物	重要な種及び群落		○	
	生態系	地域を特徴づける生態系		○	
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	○	計画施設の存在により、主な眺望点（不特定多数の人が利用する場所）における眺望が変化することが想定されるため、環境影響評価項目として選定した。
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		地形改変後の土地及び施設の存在	○	対象事業実施区域の西側には、大野川が南から北に流れているが、これを直接改変することはない。しかし、大野川では川釣り等を楽しむ人々の存在を無視できないことから、環境影響評価項目として選定した。
	廃棄物等	一般廃棄物	廃棄物の発生	○	計画施設の稼働に伴い、発生する一般廃棄物による影響が想定されることから、環境影響評価項目として選定した。
	温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）	○	計画施設の稼働及び廃棄物運搬車両の運行に伴い、二酸化炭素が発生するため、環境影響評価項目として選定した。
			廃棄物の搬出入		
	文化財	文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	×	対象事業実施区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。また、第3章において既存資料を調査した結果、対象事業実施区域に文化財の存在は確認されなかったことから、環境影響評価項目に選定しなかった。
地域交通	地域交通	廃棄物の搬出入	○	廃棄物運搬車両の運行に伴い、地域の交通の状況への影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定した。	